

(案)

湯浅町森林整備計画

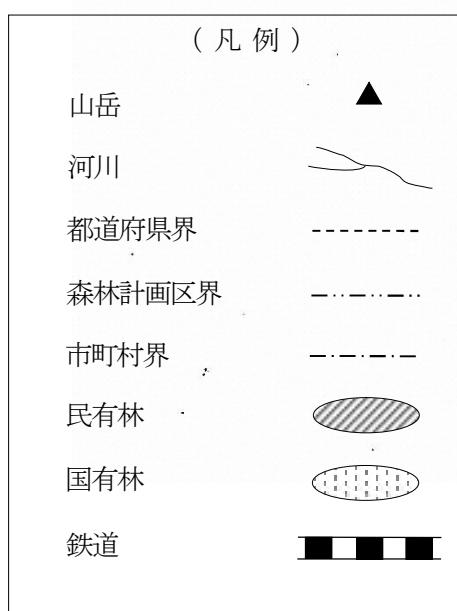
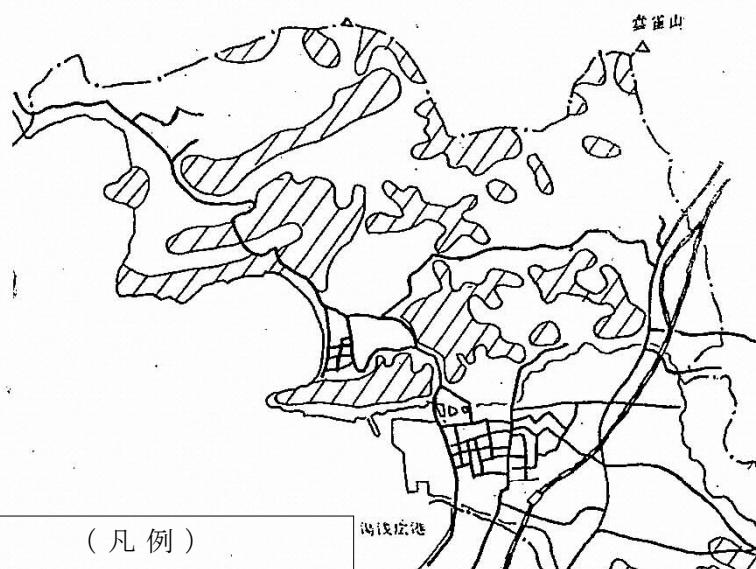
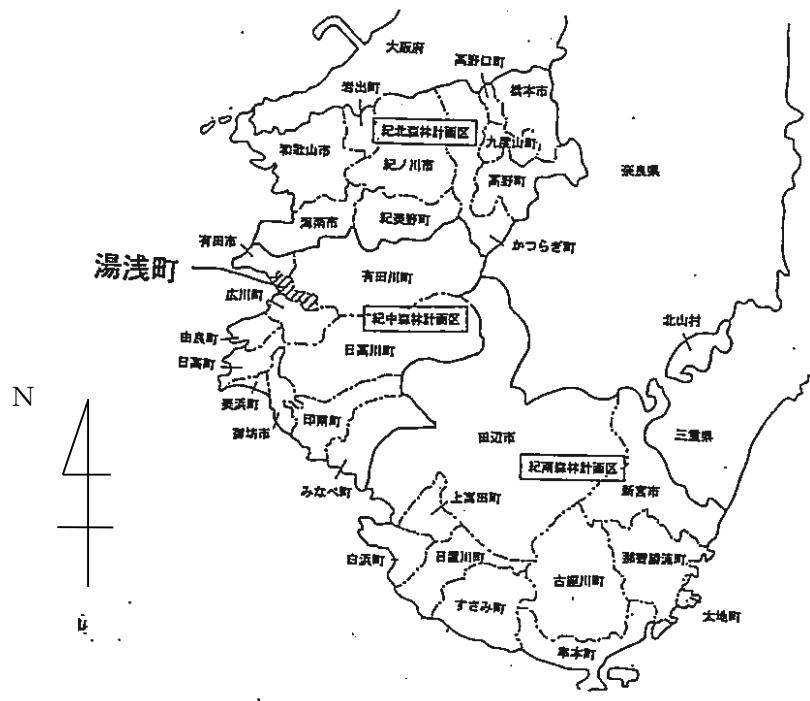
計画期間　自 令和 8年 4月 1日

至 令和 8年 3月 31日

和歌山県

湯浅町

湯浅町位置図



目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項1
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II 森林の整備に関する事項3
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）3
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項4
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準7
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項8
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3 その他必要な事項	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項10
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
5 その他必要な事項	
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項10
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4 その他必要な事項	
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項11
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3 作業路網の整備に関する事項	
4 その他必要な事項	
第8 その他必要な事項12
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2 林業施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
III 森林の保護に関する事項13
第1 鳥獣害防止に関する事項13
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2 その他必要な事項	
第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項13
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	
3 林野火災の予防の方法	
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5 その他必要な事項	
IV 森林の保健機能の増進に関する事項14
1 保健機能森林の区域	
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4 その他必要な事項	
V その他森林の整備のために必要な事項15
1 森林経営計画の作成に関する事項	
2 生活環境の整備に関する事項	
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4 森林の総合利用の推進に関する事項	
5 住民参加による森林の整備に関する事項	
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
7 その他必要な事項	

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は和歌山県の北西部に位置し、総面積が2,079ha、うち森林面積は719haである。森林計画対象民有林は719haであり、人工林が139ha（人工林率19%）であることから、森林のほとんどは天然林である。

森林の大半は、町の水源でもある山田山の上流域に存在している。また、湯浅湾に面した山地帶にはミカンを主とする果樹園が広がり、森林はその上方となる尾根筋に極小分散している。

これらの森林は、その位置条件等から、土砂の流出・崩壊防止、水源のかん養、生活環境の保全、保健休養等の公益的機能が高い。特に山田川上流域の森林は、本町の水源林として重要な位置を占めている。また、田村海岸等海岸沿いの森林は、防潮林あるいは自然景観としての重要性が高いことから、これら森林の整備・保全が課題となっている。

2 森林整備の基本方針

本町の森林は、その位置から、公益的機能の高い森林が多いため、同機能の高度発揮に必要な森林形態への整備及び保全管理を促進する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

①木材等生産機能

林木の育成に適した森林土壤を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な樹木からなる成長率の高い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備され、効率的な森林施業が可能な森林。

②水源涵養機能

下層植生とともに根系の発達が良好であり、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力が高い土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進するような施設が整備されている森林。

③山地災害防止／土壤保全機能

根系が深くかつ広く発達している森林で、落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって、下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する施設等が整備されている森林。

④快適環境形成機能

大気の浄化、風や騒音等の遮蔽能力が高くかつ諸害に対する抵抗力があり、葉量の多い樹種によって構成されるなど、快適な生活環境を保全する森林。

⑤保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）

海岸・渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、自然とのふれあいの場として住民等に憩いや学びを提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション・教育的活動に適した施設が整備されている森林。

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて風致のための施設が整備されている森林。

原生的な森林生態系を保持し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、それぞれの機能に応じた適正な整備及び保全を進めることにより、健全な森林資源の維持増進を図る。

(1) で掲げるそれぞれの機能に応じた適正な整備及び保全の基本的な考え方は以下のとおりである。

①木材等生産機能

効率的かつ安定的な木材資源の供給を基本とし、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するため、木材需要の動

向、地域の森林構成等を考慮のうえ、施業の集約化や機械化等による効率的な森林整備及び保全を推進する。

②水源涵養機能

高齢級の森林への誘導を推進することを基本とし、伐採に伴う裸地化の縮小や分散化、天然力の活用により、水源涵養機能を維持増進させる必要のある森林について、浸透・保水能力の高い森林土壤の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進する。

③山地災害防止／土壤保全機能

高齢級の森林への誘導を基本とし、長伐期施業や複層林施業を推進するとともに、伐採に伴う裸地化の縮小や分散化、天然力の活用により、山地災害防止や土壤保全の機能を維持増進させる必要のある森林について、根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進する。

④快適環境形成機能

地域の快適な生活環境の保全・創出を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、快適環境形成の機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、葉量の多い樹種で構成され、諸被害に対する有効性・抵抗性の高い活力ある森林に誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進する。

⑤保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）

憩いと学びの場の提供や美的景観の維持・形成、多様な生物の生育・生息の場の保全を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、クヌギ・コナラ類や備長炭の原木となるウバメガシ等の郷土樹種を主体とする森林、原生的な自然環境を保持し、貴重な動植物の生息・生育している森林などに誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進する。

加えて、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、スギ等人工林の主伐量の増加、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）等による再造林面積の増加による資源の循環利用を積極的に推進し、花粉発生源対策を加速化させる。

また、これらの森林整備を推進するために必要な造林から伐採に至る森林施業の推進方策については、適切な間伐・保育と管理を促進するために、県等の関係機関と連携を図り、その必要性及び技術情報等の普及・啓発に努め、国、県の補助事業及び地方財政措置等を積極的に活用することにより、森林整備を推進するものとする。

なお、本町には、森林組合、林業研究グループがないため、県等関係機関との調整を図りつつ、森林所有者を対象とした地域集会等を開催し、森林整備の重要性について普及啓発を行う。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町における森林の位置付け及び森林の持つ機能の特性から、生活環境財としての森林の整備方向について、森林所有者及び地域住民間の合意を図りつつ、森林管理及びその整備・保全について、積極的な地域住民の参画を促す。

なお、本町には森林組合が無く、森林施業を広川町森林組合に委託していることから、今後、検討が進められる森林組合の広域合併にも積極的に参画し、本町の森林整備に必要な体制の強化を図る。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
湯浅町 全域	35年	40年	35年	15年	50年	20年

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

また、特殊材生産並びにエリートツリー及び早生樹に係るものには適用しない。

本表以外の伐期齢を使用する場合は、森林総合監理士、林業普及指導員等又は町の林務担当部局と協議のうえ、適切な伐期齢を選択すること。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

①立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐または択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに周辺森林の成木の樹高程度の保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であつて、単木・帶状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるにあたっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン（令和元年8月1日付け和歌山県農林水産部森林・林業局通知）」により現地に適した方法で、伐採及び集材を行うものとする。

② 伐採の時期については、胸高直径がおおむね下表に掲げる値となる伐期を目安とする。

樹 種	生産目標	仕立方法	直径 (cm)
ス ギ	柱 材	中庸仕立	22
		密仕立	22

	大径材	中庸仕立	32
		密仕立	30
ヒノキ	柱材	中庸仕立	20
		密仕立	21
	大径材	中庸仕立	29
		密仕立	27
マツ	一般材	中庸仕立	21

3 その他必要な事項

該当無し

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

森林資源の保続、森林機能の維持、景観保全等を図るため、下表に示す樹種をもって森林の更新を行うものとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、コナラ、クヌギ等	

注) なお、本表以外の樹種を植栽しようとする場合は、森林総合監理士、林業普及指導員等又は町の林務担当部局とも相談のうえ、適切な樹種を選択することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタールあたりの標準的な植栽本数を植栽する。また、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、次表の植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽することとする。

なお、標準的な植栽本数以外で植栽しようとする場合は、森林総合監理士、林業普及指導員等又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断することとする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努める。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	疎仕立	2,000(1,500)~3,000	
	中庸仕立	4,000	
	密仕立	6,000	
ヒノキ	疎仕立	2,000(1,500)~3,000	
	中庸仕立	4,000	
	密仕立	6,000	
クヌギ・コナラ等	——	3,000(2,000)~4,500	

注) ()書きの植栽本数については、効果的な獣害防止対策が実施され、成林することが見込まれる場合に適応できるものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を標準とする。なお、傾斜角 30 度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈り地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿つて、できるだけ筋を通して植え付けるものとする。また、植付けにあたっては普通植栽又はていねい植えとし、苗木を枯損しないように注意するものとする。
植栽の時期	3月～5月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根の成長が純化した時期（10月～11月）に行うものとする。

注) 全刈筋積：植付け予定地の雑草木やササおよび散乱している幹や枝など、植付けの障害になるものを全面にわたって刈り払い、植付けの邪魔にならないように等高線沿いに筋状に整理する。

注) ていねい植え：植え穴の底に盛り土し、苗の根が盛り土をまたぎ広がるように植え付ける植栽方法。普通植えに比べ、苗木の活着率やその後の成長が良好になる。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採	3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地において、人工造林により更新する場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。
択伐による伐採	林冠の再閉鎖を見込むことができないものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。 ただし、ぼう芽更新が期待できる場合はこの限りでない。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系、周囲の森林の状況等を勘案して、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、気候、地形、土壤等の自然的条件、種子を供給する母樹の存在や天然稚樹の育成状況、周囲の森林の状況等を勘案して後継樹となり得る次表の樹種を対象に定めるものとすること。

天然更新の対象樹種	マツ類 カシ類 ナラ類 シデ類 カエデ類 ニレ類 ブナ類 シイ類 サクラ類等和歌山県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木性又は小高木性となりうる樹種
うちぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類 ナラ類 シデ類 カエデ類 ニレ類 ブナ類 シイ類 サクラ類等の高木性又は小高木性の樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき立木の本数については、期待成立本数を1ヘクタール当たり10,000本とし、天然更新すべき立木の本数は、稚樹高50cm以上の中更新樹種が、期待成立本数に対して10分の3を乗じた本数以上が成立している状態とすること。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植え込みを行う。

樹種	期待成立本数
マツ類、シイ類、カシ類、ナラ類等の高木性	1ヘクタールあたり約10,000本

又は小高木性の樹種	
-----------	--

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている場所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な場所に必要な本数を植栽する。
芽かき	優良なぼう芽枝を早く成長させるために、伐採後1~6年の間に1~2回芽かきを行い、1株に優勢なぼう芽枝3~4本を残す。

ウ 天然更新の方法完了確認方法

天然更新の確認方法については、更新すべき立木の本数以上の天然更新対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「和歌山県天然更新完了基準書」に基づいて確認することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新状況を調査し、その時点で天然更新が完了していない場合は、2年以内に植栽又は天然更新補助作業により確実な造林を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とし、周辺森林の天然更新の状況を勘案し、判断するものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
	特になし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種が5年生の時点で生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を1ヘクタール当たり約10,000本とする。

また、その本数に10分の3を乗じた本数(1ヘクタール当たり3,000本)以上の本数(ただし、草丈50cm以上のものに限る。)を更新すべきものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系※	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齡(年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	標準伐期施業 長伐期施業	4,000	12	18	26	41	間伐率は、材積率35%以下とする。 なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齡未満の森林においては10年、標準伐期齡以上の森林においては15年とする。
ヒノキ	標準伐期施業 長伐期施業	4,000	19	24	33	45	

※1 間伐とは、森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

2 上記にかかわらず、間伐の実施にあたっては、立木の成長力などに留意のうえ、森林の状況に応じた施業を実施することとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、下記に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齡及び回数														
		1年	2	3	4	5	6	7	8	10	12	14	16	18	20	..
下刈	スギ	1回	1	1	1	1		1								
	ヒノキ	1回	1	1	1	1	1		1							
除伐	スギ									1～2						
	ヒノキ										1～2					
枝打ち															2	

保育の種類	樹種	標準的な方法	備考
下刈	スギ ヒノキ	・下刈は、植栽後おおむね5年の間は毎年6月から8月に実施し、その後は隔年に実施する。 ・下刈方法は、原則として全刈りとする。	
除伐	スギ ヒノキ	・除伐は、下刈終了後間伐までの間に造林樹種以外の樹種が繁茂し、造林樹種の生育を阻害する恐れのあるときに実施し、不良木も併せて除去し、過密にならないようにする。また、つる切りについては、除伐に併せて実施する。	
枝打ち		・節の少ない優良材生産や、森林病虫害からの保護、林内環境の管理等のため、スギ・ヒノキともに13～20年頃から始め、主伐までに	

		2回程度行う。	
--	--	---------	--

※1 下刈りにあっては植栽木の生育状況や下草の繁茂状況などを勘案し、上表によらず効率的な施業を行うこととする。

3 その他必要な事項

1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林における間伐及び保育の基準については、次のとおり定める。

(1) 間伐

特に間伐が遅れている林分など、「標準的な方法」に従って間伐を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林については、森林の生育状況や環境の差違等を踏まえ、適切な頻度・間伐率で間伐を実施する。

(2) 下刈り

下刈りの実施回数については、植栽木の成長に合わせてその回数等を調整するものとし、特に中庸仕立以下の所では作業等の効率化を考慮しつぼ刈り等を行う。

※つぼ刈り：造林木の周囲1m四方ぐらいを正方形または円形に刈り払う。

(3) つる切

つる類等の繁茂の著しい沢沿いの箇所等については、必要に応じて2の方法に限らず、立木の成長に支障をきたさないようつる切りを実施する。

なお、1及び3に定める間伐の基準に照らし、必要に応じて計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料に整理する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
湯浅町全域	45年	50年	45年	25年	60年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業をすべき森林として定めるものとし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
湯浅町全域	70年	80年	70年	30年	100年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

効率的かつ安定的な木材供給を基本とし、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するため、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、施業の集約化や機械化等による効率的な森林整備及び保全を推進する。

また、森林経営計画の作成促進を図ることによって、森林の多面的機能を高度に發揮し、持続可能な森林経営を確立するとともに、森林の保続培養を可能とする適正な伐採後の造林や人工林資源を活用するため作業路網等の積極的な整備を図るとともに、間伐などの森林施業が長期的視点に立って効率的かつ持続的に実施されるよう推進する。

なお、大径材の生産を目標とする場合にあっては、長伐期施業によることとし、原則として、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢以上の時期とする。その区域は、別表2の長伐期を推進すべき森林に定めるものとする。

特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

緑化活動その他の森林整備及び保全を図ることを目的として設立された特定非営利活動法人等

に対して、森林施業の共同化による林業経営の合理性、効率性を説明することにより、施業実施協定の締結に向けて働きかけを行っていくとともに、地域リーダーの活用をもって推進していくものとする。

(2) その他

保安林その他法令により施業の制限を受けている森林においては、上記の施業の方法に関わらず、その制限に従って施業を実施すること

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町は天然林がほとんどであるが、19%の人工林は町南部に集中しており、森林資源としては乏しいが水源を担う重要な森林となっている。しかし、林業の採算性の悪化に伴い森林施業意欲が低下した森林所有者が増加しているため、広川町森林組合への長期施業の受託及び森林経営の受託等により経営規模の拡大を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけや、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供等、経営の規模拡大を促進するため、積極的に協力するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等から森林の施業又は経営の受託をした場合、森林所有者の意向に沿った施業を行うよう留意するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

該当なし（令和2年度に意向調査を完了。以降は当該結果を基に、森林経営管理制度によらない町独自の間伐事業等により森林整備を進める予定。）

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林は天然林が主体で、かつその保有形態は零細である。森林施業を計画的、合理的に行うには、森林所有者間で、所有森林の取り扱いについての合意形成が重要であるため、利活用区域ごとに森林所有者を対象とした啓発普及を行い、その合意形成に努めるものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本町には、森林所有者等のまとめ役となる森林組合が無いため、県等関係機関と連携し、集落単位あるいは利用森林単位での所有者集会等を開催し、森林の保全管理等についての普及啓発を図る。特に、山田川上流域の森林は、町の水源林であり、また、現存する数少ない森林地域でもあることから、地域の環境財としての認識について、地域住民等と森林所有者の合意形成を図るものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際に留意すべき事項等について次に定める。

ア 森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。

ウ 共同施業実施者の一がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のための必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	40m以上	70m以上	110m以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	35m以上	50m以上	85m以上
	架線系 作業システム	20m以上	5m以上	25m以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	25m以上	35m以上	60m以上
	架線系 作業システム	15m以上	5m以上	20m以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	10m以上	—	10m以上

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所について適用すべきものとし、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しないこと。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針に則り開設するものとする。

また、地形・地質・傾斜等を勘案のうえ、安全の確保、山地災害の防止に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮した適切な規格・構造とする。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積 ha

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線 名	(延長及び 箇所数)	(利用 区域 面積)	前半 5年分	対図 番号	備考
該当 無し									

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網の整備に係る事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設するものとする。

また、地形・地質・傾斜等を勘案のうえ、安全の確保、山地災害の防止に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

その他森林の整備のために必要な施設の整備計画

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	番 号
該当無し				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林の保全・整備に必要な林業労働力の確保については、施業形態によっては地域住民の参画を呼びかけるとともに、流域内の市町村と共同で林業の担い手の養成・確保を検討することとする。

また、林業に就業するものの定着を図るため、定住環境の整備や所得の向上を図り、新規参入、女性の活躍・定着、高齢者等の適正な受け入れに努めるものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状（参考）		将 来
伐 倒 造 材 集 材	町内一円	該当無し	該当無し
造 林 保 育 等	地ごしらえ 下 刈 枝打ち		

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町には、湯浅地区に製材所が 2 工場、山田地区にプレカット工場が 1 工場ある。

製材工場は、現在、木材市況の低迷から経営的に厳しい状況にあるが、本町においては、公共施設への木材利用を促進するなど木材需要の拡大を図るとともに、製品の付加価値化等、生産の高度化と経営の多角化を指導していく。また、プレカット工場については、製品の流通及び消費を誘導し、地域材の利活用を推進する。

木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 48 号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。

特用林産物については、山田地区にしいたけ栽培工場が 2 工場ある。今後は、関係機関との連携を図り、販路拡大を検討するものとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
しいたけ栽培工場	山田	9,497.01 m ²	△1				
木材加工大型作業場	山田	7,281.16 m ²	△2				
製材所(1工場)	湯浅	3,300 m ²	△3				
製材所(1工場)	湯浅	830 m ²	△4				
しいたけ栽培工場	山田	3,561.00 m ²	△5				

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、対象鳥獣による被害を防止するため効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて推進する旨を定めるものとする。この際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

対象鳥獣	鳥獣害防止の方法	備 考
ニホンジカ	次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独、又は組み合わせて推進する。	特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める旨を定めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携するものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認について、地元猟友会等と協力し、適切に取り組むものとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等については、県の試験研究機関、林業普及指導員等と連携し、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

防除の方法については、薬剤散布や伐倒駆除等、被害状況及び被害地域の周辺状況等を勘案し、適切なものとする。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導を行うことがある。

(2) その他

該当無し

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、区域内と同等の対策を講じることとし、人工林の間伐による下層植生の回復、広葉樹の植栽等による多様な森林づくりなど、様々な野生鳥獣が生息できる環境を整え、人間と野生鳥獣の棲み分けを図る。

3 林野火災の予防の方法

林野火災予防看板の設置等、地域住民に対する防火対策の普及啓発に努めるものとする。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林法第21条及び湯浅町火入れに関する条例を遵守し、火入れ地の周囲の状況及び火入れ予定期間における気象状況等に十分留意するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森 林 の 区 域	備 考
該当無し	

(2) その他

該当無し

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林については、下に掲げる森林について、次に示す事項に従って適切な森林施業と森林保健施設の整備を一体として推進することとする。

森 林 の 所 在		森 林 の 林 種 别 面 積 (ha)						備 考
位 置	林 小 班	合 計	人 工 林	天 然 林	無 立 木 地	竹 林	そ の 他	
該 当 な し								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施 業 の 区 分	施 業 の 方 法
該 当 な し	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当無し

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期 待 平 均 樹 高 (m)	備 考

該当なし		
------	--	--

4 その他必要な事項

該当無し

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
栖原区域	1, 15, 16, 17, 18, 19	145. 66
山田区域	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14	573. 15

2 生活環境の整備に関する事項

UJI ターン者などが地域に定住することが林業の振興、地域の発展に不可欠の要因であり、そのため立ち後れている山村地域の生活環境の改善を積極的に推進する。

生活環境の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当無し				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

山田山を中心とした森林資源を活かし、地域振興を図るものとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状 (参考)		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
該当無し					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

本町に残存する森林は、その位置から地域住民の生活環境の保全に極めて重要な森林である。

特に、山田川上流域の森林や湯浅湾沿いの森林は、地域住民の生活空間に近接し、住民の生活と関わりが深いことから、森林機能の必要性や情報等の普及啓発を図り、当該森林所有者の意向をもとに、森林の保全整備、管理について地域住民の積極的な参画を促進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

町内を流れる広川、山田川は、本町の水源として重要な役割を担っている。流域内の連携を図ることにより、下流地域の住民が水源の森林造成に参画できるような仕組みづくりについて検討する。

(3) その他

該当無し

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

町事業にて対応予定のため該当無し（森林経営管理制度によらない森林整備を予定。）

7 その他必要な事項

本町に存在する森林は、その位置から山地災害防止機能の高い森林であるため、森林の管理及びその維持に努めるとともに、森林以外の用途へ転用を行う場合は、森林の持つ諸機能を十分に吟味したうえで、転用目的との調整を図るものとする。

また、保安林その他法令により、施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

また、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、指定された規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守することとする。

【別表1】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	16ヘ、17ホ	11.6
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	17イ1～17イ2	0.7
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4林班、7林班、 12～14林班	288.39
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	13林班、14林班	91.37

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林	13ハ	22.57
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	16ヘ、17木、17イ、1.2 12.3
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	合計面積（ha）
二ホンジカ	2～14	573.15

— 参 考 資 料 —

和歌山県湯浅町

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年 次	総 数			0 ~ 1 4 歳			1 5 ~ 2 9 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実 数 (人)	平成 2 2 年	13, 210 (100)	6, 192	7, 018	1, 679	835	841	1, 761	914	847
	平成 2 7 年	12, 200 (92. 4)	5, 705	6, 495	1, 445	750	695	1, 470	740	730
	令和 2 年	11, 122 (84. 2)	5, 196	5, 926	1, 185	615	570	1, 177	610	567
構成比 (%)	平成 2 2 年	100. 0	46. 9	53. 1	12. 7	6. 3	6. 4	13. 3	6. 9	6. 4
	平成 2 7 年	100. 0	46. 8	53. 2	11. 8	6. 1	5. 7	12. 1	6. 1	6. 0
	令和 2 年	100. 0	46. 7	53. 3	10. 7	5. 5	5. 1	10. 6	5. 5	5. 1

	3 0 ~ 4 4 歳			4 5 ~ 6 4 歳			6 5 歳以上		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
	2, 314	1, 151	1, 163	3, 763	1, 780	1, 983	3, 696	1, 512	2, 184
	2, 075	1, 029	1, 046	3, 193	1, 497	1, 696	4, 017	1, 689	2, 328
	1, 595	782	813	2, 994	1, 438	1, 556	4, 171	1, 751	2, 420
	17. 5	8. 7	8. 8	28. 5	13. 5	15. 0	28. 0	11. 4	16. 5
	17. 0	8. 4	8. 6	26. 2	12. 3	13. 9	32. 9	13. 8	19. 1
	14. 3	7. 0	7. 3	26. 9	12. 9	14. 0	37. 5	15. 7	21. 8

(国勢調査)

② 産業部門別就業者数等

	年 次	総数	第 1 次産業				第 2 次産業		第 3 次産業	
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・ 木製品製造業			
実 数 (人)	平成 2 2 年	6, 204	905	3	97	1, 006	1, 438	0	3, 711	
	平成 2 7 年	5, 792	828	3	71	902	1, 304	0	3, 586	
	令和 2 年	5, 544	865	0	67	932	1, 245	0	3, 314	
構成比 (%)	平成 2 2 年	100. 0	14. 6	0. 0	1. 6	16. 2	23. 2	0. 0	59. 8	
	平成 2 7 年	100. 0	14. 3	0. 0	1. 2	15. 6	22. 5	0. 0	61. 9	
	令和 2 年	100. 0	15. 6	0. 0	1. 2	16. 8	22. 5	0. 0	59. 8	

(国勢調査)

(2) 土地 利 用

	年 次	総 土地 面積	耕 地 面 積						草地 面積	林 野 面 積			その他 面 積
			計	田	畠	樹 園 地				計	森林	原野	
						果樹園	茶園	桑園					
実数 (ha)	平成 2 2 年	2, 080	576	19	5	556	555	0	0	763	763	0	741
	平成 2 7 年	2, 080	566	18	4	543	556	0	0	759	759	0	720
	令和 2 年	2, 079	531	11	4	516	516	0	0	720	720	0	720
構成比(%)		100. 0	25. 5	0. 5	0. 2	24. 8	24. 8	0	0	34. 6	34. 6	0	34. 6

(農林業センサス)

(3) 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成 27 年	ha 1	ha 1	ha —	ha —	ha —	ha —	ha —
令和 2 年	—	—	—	—	—	—	—
令和 7 年	0.265	0.215	—	—	0.05	—	—

(森林計画業務報告及び地域森林計画資料)

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

保 有 形 態	總 面 積		立 木 地			人工林率
	面 積 (A)	比 率	計	人工林 (B)	天然林	(B/A)
總 数	722ha	100%	716ha	142ha	574ha	20%
国 有 林	—	—	—	—	—	—
公 有 林	計 都 道府県有林 市町村有林 財産区有林	12 — 12	2 — 2	12 — 12	0 — 0	12 — 12
私 有 林	710	98	704	142	562	20

(地域森林計画資料)

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年 次	私有林合計	在(市町村)者 面 積	不在(市町村)者面積		
				計	県 内	県 外
実 数 ha	昭和 55 年	734	730	4	4	0
	平成 2 年	615	444	171	61	110
	平成 12 年	664	436	228	61	167
構成比 %	昭和 55 年	100	99.5	0.5	0.5	0.0
	平成 2 年	100	72.2	27.8	9.9	17.9
	平成 12 年	100	65.7	34.3	9.2	25.2

(農林業センサス)

③ 民有林の齢級別面積

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区分	総 数 ha	齢 級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 以上
民有林計	716									28.9	10.35	676
人工林	142									25.22	9.67	106.68
天然林	574									3.68	0.68	569.32
(備 考)												

(地域森林計画資料)

④ 保有林山林面積規模別林家数

面 積 規 模	林家数				
0 ~ 1 ha	0	1 0 ~ 2 0 ha	2	5 0 ~ 1 0 0 ha	0
1 ~ 5 ha	48	2 0 ~ 3 0 ha	0	1 0 0 ~ 5 0 0 ha	0
5 ~ 1 0 ha	4	3 0 ~ 5 0 ha	0	5 0 0 ha 以上	0
				総 数	54

(2020 農林業センサス)

⑤ 作業路網の状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(ア) 基幹路網の現況

区 分	路 線 数	延 長	備 考
基幹路網	—	—km	
うち林業専用道	—	—km	

(イ) 細部路網の現況

区 分	路 線 数	延 長	林 道 密 度
森林作業道	1	179m	0.25

(令和 7 年度森林・林業及び山村の概況、県業務資料)

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹 種	齢 級	森林の所在
		該当なし

(6) 市町村における林業の位置づけ

① 産業別総生産額		(単位：百万円)
総 生 産 額 (A)		38,059
内 訳	第 1 次 产 業	1,749
	うち 林 業 (B)	3
	第 2 次 产 業	8,078
	うち木材・木製品製造業 (C)	
第 3 次 产 業		27,889
(B + C)/A		0.007%

(令和4年和歌山県市町村民経済計算年報)

② 製造業の事業所数、従業員数、現金給与総額 (令和3年現在)

	事 業 所 数	従業員数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	33	392	95,969
うち木材・木製品製造業 (B)	3	42	13,414
B / A	9.09%	10.71%	13.97%

(工業統計)

(7) 林業関係の就業状況

(令和7年7月1日現在)

区分	組合・事業者数	従業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	_____	_____	_____	
生産森林組合	_____	_____	_____	
素材生産業	_____	_____	_____	
製材業	1	13	10	
営林署	_____	_____	_____	
林業会社	_____	_____	_____	
木材加工業	1	3	1	
合計	2	16	11	

(和歌山県木材業者等登録資料)

(8) 林業機械等設置状況

	総 数	公有林	森林組合	会 社	個 人	その他	
集材機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦等による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による巻き上げ搬器
運材車							林内作業車
ホイールトラクター							主として牽引式集材用
動力枝打機							自動木登式
トラック							主として運材用のトラック
グラップルクレーン							グラップル式のクレーン
計							
〈高性能機械〉							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキッダ							牽引式集材車両
プロセッサ、グラップルソー							枝打、玉切、集積用自走機
ハーベスター							伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ							積載式集材車両
タワーヤーダ							タワー付き集材機
計							

(町業務資料)

(9) 林産物の生産概況 (令和6年12月時点)

種 類	し い た け (栽培)	えのき
生産量 生産額 (百万円)	94.6 t —	—

(特用林産物生産統計調査)

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所 在	現況 (面積、樹脂、林齡、材積等)	経営管理実施権設定の有無
	該当なし		